

**2025 年度グラスルーツ事業 建築・不動産に関するアドバイスおよび
事業連携コーディネーター業務委託にかかる公募要項**

独立行政法人日本貿易振興機構
ジェトロロサンゼルス事務所
所長 梶田 朗

1. 事業概要

日本・日系企業が米国でオフィスや倉庫、工場等の新設や拡張をする際、建築や環境、消防など各種の関連規制が日本と異なるため、行政や近隣住民との間で思わぬトラブルが生じ、当初想定していなかった追加改修費用の発生や事業開始時期の延期などにより、円滑な事業遂行に支障が生じることがあります。こうしたトラブルを未然に回避するとともに、トラブルにあった場合も円満な解決を図ることで、日本・日系企業の円滑な事業遂行が可能となります。

上記背景を踏まえ、米国への更なる投資拡大および維持に向けてビジネス環境を整備する観点の下、日本・日系企業の米国事業の円滑な実施を目的に、ジェトロロサンゼルス事務所では、米国進出日系企業による拠点の設立及び拡張に係る支援業務の受託者を以下の通り公募します。

2. 業務委託内容

(1) 専門分野

米国における建築

(2) 対象国・地域（カバーエリア）

米国全体

※ジェトロロサンゼルス事務所管轄州（アリゾナ州、カリフォルニア州、コロラド州、ハワイ州、ネバダ州、ニューメキシコ州、ユタ州）に関する知識や経験が豊富であることが好ましい

(3) 募集人数

計 2 名程度

(4) 業務概要

次の 3 つの業務を行う。

- ① 個別相談対応業務
- ② セミナー実施業務
- ③ 調査レポート作成業務

【業務詳細】

①相談対応業務

受託者は、ジェトロの海外事務所ブリーフィング・サービスに同席し、日本・日系企業等からの個別相談に対応する。日程はジェトロを通して事前予約制とする。面談は、オンラインや電話など、非対面方式で実施する可能性がある。対面方式の面談は、ジェトロ事務所以外の場所で行う可能性もある。相談時間は面談 1 回当たり 1 時間を目安とする。

相談内容によっては、Eメールなどを通じて書面で回答することもあり得る。その場合、1 件につき 2,400 字程度（ワードファイル 2 枚）以内を回答量の目安とする。

②セミナー実施業務

受託者は、日本・日系企業等に向けて、建築分野に関する情報を提供するセミナーを、ジェトロと時期や内容を相談のうえ開催する。対面方式だけでなく、オンラインによる非対面方式の開催もあり得る。セミナー資料について、セミナー内容を説明する上で必要十分な分量の資料を準備する。

ジェトロは、セミナー資料を含めたセミナー全般について、出版物、メールマガジン、ウェブサイトなどジェトロの情報発信ツールを用いた第三者への提供を含む利用権を持つ。ジェトロ・ウェブサイトに資料やセミナー録画動画と共に作成日・委託先としての執筆者情報を掲載する場合がある。

受託者は、ジェトロより資料に関する修正依頼や内容の問い合わせがあった場合には、都度応じ、適切に対応する。また、ウェブサイト掲載する場合は最終資料の確認を行う。

③調査レポート作成業務

ジェトロは、受託者に対し、建築分野に関する特定のテーマについて、事前に相談の上で依頼する。

（５）支払い金額、単価、および報告書

「（４）業務概要」に従って行った業務について実績に応じ、下記単価で支払う。なお、①相談対応業務については、事案に対応した都度、相談対応への状況をレポートにまとめ、ジェトロロサンゼルス事務所に 5 営業日以内に提出する。

#	業務内容	単価
①	相談対応業務	300 ドル/1 時間
②	セミナー実施業務	300 ドル/1 時間
③	調査レポート作成業務	150 ドル/1 ページ

※上記は全て税込み

※時間を単位とする項目について、端数が発生する場合は、15 分単位で切り上げ

※ジェトロの要請に基づき米国内の出張等が発生した場合は、ジェトロの規程に基づき交通費等を支払う

(6) 使用言語：

「日本語」および「英語」

(7) 契約期間：

業務委託契約締結日から 2026 年 3 月 31 日まで

(8) 支払い方法：

月末に上記（５）の報告書に応じた請求書を提出。適法な支払い請求書について、確認、受理した日から 40 日以内に支払うものとする。

(9) 特記事項：

- 業務遂行にあたっては、ジェトロと十分に打合せを行い、受託者が判断できない内容があった場合には、ジェトロと相談の上で進めること。
- 受託者は、本委託業務の遂行にあたって必要な場合には、受託者の監督の下、受託者が属する組織の職員等を従事させることができる。
- 実施過程において、非公開を前提として提供された情報の取り扱いについては十分な注意を払うこと。本業務の遂行に当たり発生したクレーム・紛争などについては、受託者が一切の責任を持って処理・対応すること。
- 本業務委託の遂行にあたって受託者が作成あるいは提出した資料等の著作権はジェトロに帰属するものとする。

3. 応募・選考について：

1. 応募資格：

以下の基準をすべて満たすこと。

- (1) 法人の場合は米国に現地法人又は支店を有し、従事予定者は米国に居住していること。
個人の場合は米国に居住していること。
- (2) 事業に必要とされる専門性と申請者の専門分野が合致していること。
- (3) 当該専門分野での業務経験が 3 年以上であること。
- (4) 本応募に関し、所属先がある場合はその了解が得られていること。
- (5) 本事業及び他ジェトロ事業で契約実績のある場合、契約期間中に重大な問題、又は事務手続き、業務報告などで重大な問題を起こしていないこと。
- (6) 刑事罰を受けていないこと（係争中を含む）。
- (7) 本事業に対して十分業務時間が確保でき、ジェトロからの要望に素早く対応できること。

- (8) 応募者本人又は主に業務に従事する者は、必要に応じて依頼された出張への対応が可能であること。
- (9) 個人情報の取り扱い方針に同意すること。

2. 応募方法：

別添の「応募用紙」に必要事項を記入のうえ、ジェトロ米国事務所宛に電子メールで提出してください。応募者の関連業界での実績・経験、会社概要等を示す資料があれば添付してください。

3. 選考方法：

書類審査または面接

選考に当たっては以下の要素を総合的に勘案し、委託先を決定します。

- (1) 本事業の目的・趣旨への理解及び事業推進に対する積極性
- (2) 本事業で求められる専門知識・人脈の有無
- (3) 過去の同様の業務の実績・経験（国内外は問わない）
- (4) カバーエリアにおける資料作成、面談支援、継続的なサポート業務への機動力
- (5) 本事業の趣旨に沿った形で、日本語及び英語による業務が可能であること

※選考結果については採否のみを応募者に通知します。採否理由はお答えできません。また、提出書類は返却できません。

4. 応募期限

2025 年 4 月 17 日 (木) 17:00 (米国西海岸時間)

5. 申込み・お問合せ先：

ジェトロロサンゼルス事務所

担当：堀永卓弘

E-mail：lag-research@jetro.go.jp

以上